



# KEIO 150

## Design the Future

2008年、慶應義塾は創立150年を迎えます。

### 公認会計士三田会

#### 目次

##### 2 ● 創立150年を迎えて

慶應義塾長 安西 衍一郎

##### 3 ● ご挨拶

公認会計士三田会会长 青木 雄二

##### 4 ● 監査だけでなくルール作りの構想力提示も—ルールメーカーが世界を制する—

ジャーナリスト 篠 信彦

##### 6 ● 監査品質をめぐる国際的議論の動向

慶應義塾名譽教授、公認会計士監査審査会長 金子 晃

##### 8 ● IFRSを巡る急速な環境変化について—見えてきたIFRSの世界基準となる道筋—

慶應義塾名譽教授、公認会計士監査審査会長 山田 辰巳

##### 10 ● 公益法人制度改革の概要

公益認定等委員会(内閣府)委員長代理 佐竹 正幸(昭和46年商卒)

##### 12 ● 国際公会計基準審議会と概念 フレームワーク・プロジェクト

国際公会計基準審議会日本代表 関川 正(昭和61年経卒)

##### 14 ● 公認会計士法等の改正の概要 吉田 康太(平成元年経卒)

##### 16 ● 1年の監査実務を経験して思うこと あらた監査法人 門澤 麻里(平成16年経卒)

##### 18 ● 第28回早慶対抗ゴルフで早稲田に惜敗、 十月会は善戦今秋のゴルフ大会の結果報告と来年の大会へのお説い

##### 20 ● 《公認会計士試験の状況》 —新試験でも連続首位—

旧試験制度から連続33年間、合格者数首位を堅持

##### 21 ● 公認会計士第2次試験及び公認会計士試験 大学・年度別合格者数一覧表 公認会計士三田会調べ

##### 22 ● 役員一覧

##### 23 ● 公認会計士三田会・会則



慶應義塾長  
安西祐一郎

## 創立150年を迎えて

公認会計士三田会会員の皆様、明けましておめでとうございます。

平成19年度の公認会計士試験の合格者発表があり、慶應義塾出身者の合格者数は411名と、本年も多くの塾生及び塾員が合格しました。昨年に引き続いて、大学別合格者数で第一位となり、昭和50年から続いてきた大学別合格者数首位の記録をさらに伸ばし、33年連続となりました。公認会計士三田会の皆様には、会計研究室主催のガイダンスにおいて公認会計士制度に関する説明をして頂くほか、多大なるご協力を賜っております。このたび合格された方々の、今後のご活躍に期待するとともに、公認会計士三田会の皆様、関係者の皆様のご指導ご尽力に深く感謝を申し上げます。

1858(安政5)年に創立された慶應義塾は、今年日本の近代総合学塾として初めて、創立150年を迎えました。この間、建学者福澤諭吉の「全社会の先導者たらんことを欲するものなり」という気概のもと、あらゆる分野にわたって社会に貢献してまいりました。

今日の日本は、民より公を為す、成熟した民主社会が実現されるかどうか、歴史の節目にあります。義塾は、この歴史の大きな節目にあたり教育・研究・医療・学生生活支援・社会貢献のすべてにわたり世界トップレベルの影響力を持つこと、また、世界のどこにいても自分で考え行動できる「独立」の精神と「協生」の精神を併せ持ったリーダーを育成することを目指し、創立150年記念事業を進めています。

創立150年記念事業は、すでに2005年秋から10年計画で展開しておりますが、特に創立150年の年となる本年は、11月8日(土)の創立150年記念式典の開催、大学院システムデザイン・マネジメント研究科、大学院メディアデザイン研究科の開設、日吉キャンパス複合施設(仮称)の竣工などがあり、これから慶應義塾の先鞭をつけるおおきな出来事が多く行われる一年となります。

公認会計士三田会の皆様、関係者の皆様には、日頃から慶應義塾発展の推進者としてご貢献くださっておられますことを、あらためて深く感謝申し上げますとともに、創立150年記念事業にご理解を頂き、より一層のご協力ご支援を賜りますようお願い申し上げます。



公認会計士三田会会長  
青木雄二  
(昭和42年経卒)

## ご挨拶

私は1967年(昭和42年)に経済学部を卒業し、メーカーに就職しました。入社して間もない頃、会社の三田会が開催され、新入社員が社長と同じテーブルにつき親しく話をしていただき、三田会の良さを始めて知りました。

1971年に私は公認会計士第2次試験に合格してこの業界に入りましたが、この業界で塾出身者の合格者数が増えたのは1970年頃からです。同年、大学別合格者数トップにたち、2007年までに通算36年、連續で33年続いています。1977年に公認会計士三田会が発足したのを機に、この会に参加し世話を一人としても多くの行事に参加してまいりました。当時は塾出身者が日本公認会計士協会の枢要な職務を担うようになり、同窓の絆を強めようという機運もあったと思います。その後、業界の再編成が絶え間なく続いてきましたが、この会の会員同士のつながりが大法人発足に深くかかわった例も見られました。

当会の会員は慶應義塾に学んだ公認会計士・会計士補・同試験全科目合格者であれば誰でも会員になります。会の目的は大きく3つあります。「会員相互の情報の交換と共有」「会員相互の親睦」「会員と慶應義塾との交流」です。

昨今、公認会計士業界に対する風当たりは極めて厳しいものがあり、業界60年弱の歴史の中で最大の試練にあり、4大監査法人の一つみすず監査法人が2007年の夏をもって解体されました。しかし、見方を変えれば、日本の資本市場を支える会計監査が本格的にその必要性を問われ、定着する転機にあると言えます。また、税務やマネジメント・コンサルティングにおいても公認会

計士に対する期待と需要は持続的に高まってきております。優秀な人材がどんどん入り、様々な分野で活躍していただきたいと願います。

当会は、大規模監査法人に所属する方々から個人事務所を経営する方々を網羅し、かつ年齢構成も実務数十年に及ぶベテランから、中堅で活躍される層、試験に合格したばかりの若い層までが同窓の絆で結ばれ、夏季研修会と冬季の研修会・新人歓迎会を中心とした行事、ゴルフ会や会報発行を通じて、会員相互の親睦、情報の共有をおおして広い視野の涵養にも努めています。

2007年の公認会計士の論文式試験の合格者のうち、短答式試験からの合格者は2,695名で前年の1,372名から倍増しています。これは私が合格した30数年前と比較すると合格者で約10倍になっていると思われます。公認会計士三田会の会員の増大に対し、会の活動を如何に多くの会員に魅力あるものにするかということは、会を運営する上で重要な課題です。定例行事である夏季研修と冬季の研修・新人歓迎会の運営を連合三田会の運営に習い、2003年より卒業10年毎の当番年度による運営を行い、幅広い階層が行事に参画し、会の良さを認識していただき当番年度がはずれても多くの方が参加する会にしようとしているのはその一例です。会報の発行も32号になりました。過去の会報を紐解くとその時に我々職業人が時代の流れの中で何を考え様々な分野で何をしてきたかということが明確に示されており、この職業の歴史を理解する上で極めて貴重な資料になっています。このためこの度、過去の会報をホームページに載せ会員共通の財産にすることにしました。

2007年4月から大学院商学研究科に従来の研究職コースに加え、会計職コースが開設され専門職業人の養成が始まりました。慶應義塾との交流の一環として、当会も実務家教員の派遣に関し候補者の推薦を行っています。また2008年にを迎える慶應義塾創立150周年の記念事業に対する寄付金募集活動も盛んに行われていますが、当会としてこの面での協力もしていきたいと存じます。

以上、本会の活動を通して業界の発展と塾への貢献への一助になればと役員一同努力しておりますので、会員の皆様の一層のご協力を願いいたします。



ジャーナリスト  
鳴 信彦

## 監査だけでなくルール作りの構想力提示も —ルールメーカーが世界を制する—

国際関係などの議論で、ときどきテーマになるのは「国力とは何か」という話題だ。一般論からいえば、国力を形成するのは「軍事力」「経済力」「政治力(交渉力)」「文化力」「人口」などだろう。

主要国首脳会議(サミット)の参加国であるアメリカ、フランス、イギリス、ドイツ、日本、イタリア、カナダ、ロシアの8カ国をみると、「文化力」や「国土面積」「資源力」なども案外大きな意味を持っていることが浮かびあがってくる。アメリカはあらゆる面で総合的な力をもっており、日本は経済力の強さでサミットのメンバーになつたとみてよからう。フランス、イギリス、ドイツは欧州の中心的存在で欧州の安全保障、経済、外交などを支えているし、イタリアは独特の政治力や、文化力、そしてロシアは強力な軍事力、人口、広大な国土面積を持ち、カナダも国土の広さと資源、独自の外交、アメリカとの同盟関係などでサミット入りしている。

だが、私は、「国力」論でもうひとつ忘れてはならないのは、実は“ルールを作る構想力”と“ルールを強制する力”的重要性ではないかと思う。国際社会のルールは、目まぐるしく変化している。しかもそのルールの決まり方次第では、国力はもちろんのこと、あらゆる分野における競争力が大きく変化してしまうのである。

わかりやすい例はスポーツだろう。たとえばバレー。日本はまだ9人制時代の1964年東京オリンピックで、女子の日紡貝塚が劇的な優勝を遂げた。その時の“金メダルポイント”となったのは、セットカウントの2対2の後のマッチポイントでソ連(当時)のリスカル選

### ジャーナリスト 鳴 信彦(しま・のぶひこ)略歴

1967年／慶應大学経済学部卒業。毎日新聞社入社、秋田支局勤務。  
1971年／毎日新聞東京本社経済部勤務。  
1981年／ワシントン特派員。サミット始めIMF、ガットなどの国際会議を取材。  
1987年／毎日新聞社退社、フリーとなる。  
現 在／TBSテレビ「朝ズバッ！」(木曜5:30～8:30)、BS-i「柳原・鳴のグローバルナビ」(土曜8:30)、TBSラジオ「鳴信彦のエカルギッシュトーク」(日曜23:00)「ニュースズームアップ」(水曜7:00)にレギュラー出演。白鷗大学経営学部教授。  
NPO法人「日本ウズベキスタン協会」(TEL03-3593-1400)会長。  
「財界」「フォーブス日本版」に連載中、先進国サミットの取材は25回に及ぶ。  
U R L／<http://mainichi.jp/select/biz/shima/index.html>  
<http://homepage2.nifty.com/silkroad-uzbek/index.html>

役 職／司法改革国民会議(民間司法調査)、国土交通省「独立行政法人評議会委員会」、内閣「行政減量・効率化有識者会議」の各委員を務める。

著 書／「首脳外交－先進国サミットの裏面史」(文春新書)  
「鳴信彦の一筆入魂」(財界研究所)「儲かる感性」(小学館)ほか多数。

手がオーバーネットをしたためだった。その当時はジャンプなどをした際に、選手の手がネットを越えて相手陣営にとび出た場合は、“反則”とみなされ相手方の得点になるとされていた。リスカル選手は試合を決める最終場面でスパイクをした時にオーバーネットをしたため、日本の得点となり金メダルポイントとなったわけだ。

ところがオリンピック後に開かれた世界バレーボール協会で、ソ連は「オーバーネットは今後認めることにしよう」というルール変更の提案を行い、賛成多数でその後は認められることとなる。後にその意味を、日本バレーボール界の中心的存在として長い間日本チームを育て上げてきた松平康隆氏(元日本バレーボール協会長、総監督)に聞いたところ、「オーバーネットが認められれば、背の高い欧米の選手は攻撃やブロックの時に断然有利となる。60～70年代の日本選手は背が低かったので、その後オーバーネット対策に苦労した。回転レシーブはそんなオーバーネット攻撃への対応として考案した戦術だった」と言い、その後も10年位にわたり日本に不利なルール変更を3回は行われたと指摘していた。日本バレーが弱くなった背景の一つにルール変更があったというわけである。

スポーツのルールと勝負の関係は、バレーだけではなかった。1954年のメルボルンオリンピック200m平泳ぎで、古川勝選手が自ら編み出した潜水泳法で優勝したとたん、その後潜水泳法は禁止へ。また1988年に鈴木大地選手が100m背泳ぎで優勝した時に活用したドルフィン泳法も禁止された。ひと昔前のアルベー

ルビル、リレハンメル冬季オリンピックで、荻原健司選手ら日本勢が複合スキーで2大会連続金メダルを獲得した後は、日本選手が得意だったジャンプの飛行点を小さくしたり、スキー板の長さを短くするルール変更がなされ、以来日本人選手がふるわなくなつたこともある。

### ● ルールの変更が企業競争力を左右

ルールはスポーツの勝負をコントロールするだけではない。日本企業の競争力や会社の死命、さらには日本の経済力でさえ左右してしまうほど恐ろしい力を持っているのだ。日本の経済競争力がまだ弱体だった1960年代までは欧米、とくにアメリカは日本に対し寛大な経済ルールを適用していた。為替レートは1ドル=360円だったし、日本産業を保護育成するために高い輸入関税をかけたり、国が補助金をつけることなども認めていた。

しかし、70年代に入って日本企業の競争力が強くなり、巨額の貿易黒字を稼ぎだすようになると事情は変わった。為替レートはニクソンショック(1971年)により、まず1ドル=308円、そして現在の変動相場制(フロート)へと移り、一時は1ドル=80円に達する円高となって日本企業を苦しめた。その後も度重なる日米経済摩擦で輸入関税の引き下げ、輸入自由化、対米輸出の自主規制など、次々とルールの変更を強要されたし、アメリカの雇用拡大のために対米直接投資による工場建設なども当然のこととされた。それでも、日本企業の国際競争力は衰えず、1980年代後半にはバブル期を迎えると土地価格が高騰したため、企業の含み益は巨額となった。この結果、日本株は総じて高騰し、各産業分野で日本企業の時価総額は世界でもトップクラスにランクされるケースが目立った。当時のジャパンマネーは世界マネーの約4割を占めるといわれ、この余剰資金で海外の企業、不動産、ゴルフ場、名画などを買いあさったものだ。

90年代に入るとそのバブル経済が崩壊し、暗い“失われた10年余”の時代に入る。この間に大・中・小企業の倒産、合併再編、失業の増大、賃金の低落、外国企業による日本企業や資産の買収が相次いだ。そして21世紀に入り、ようやく景気回復の兆しが出てきたものの、日本政府と企業が再生への苦闘を続けて“内向き”になっている間に国際経済、金融、企業のルールは一変していたのである。

この10年余の日本の不良債権処理、構造改革路線の過程で大きな論議的となったのが、まさに“ルールの変更”だった。これまでの日米摩擦などと違い金融、株式、企業会計、企業買収など、経済競争力の根幹となる企業経営のインフラともいべき、基礎的なルールを次々と変えられていたのである。変更の主役を果たした“ルールメーカー”はアメリカとイギリスで、その構想を練った知恵袋は、アングロサクソン、ユダヤ系のシンクタンクや専門家、国際的な金融資本などではないかとみられている。

金融面ではイギリスの“ビッグバン(金融の大自由化)”に端を発する金融自由化のグローバルスタンダード(国際規準)がBIS(国際決済銀行)や国際機関、国際会議で次々と決められ、日本はそれらへの後追いが迫られることになる。そればかりかデリバティブなど様々な金融工学的手法が導入され、実物経済とかけ離れたマネー経済の世界をつくりあげ、投機経済の温床ともなっていった。また企業経済に対しても時価会計による株式や土地など含み資産の評価主義、株式を活用した買収方式や連結決算の採用、監査の強化—等々が国際規準として義務付けられるようになった。これらは株主の権利保護や企業の透明度、実態がわかりやすくなるなどの利点もあったが、日本株の上昇が見込めない状況にあっては次々と日本企業が買収対象になるとともに、日本企業の資産も買いたかれていったのである。まさにルール変更を巧みに利用されて、日本企業は弱体化していった。

日本企業の強さは実物経済を基盤にしたモノ作りとその技術にある。ルール変更がある際は、それが日本にとってのマイナスに働くのか、を慎重に検討する必要があるのである。企業会計に通じた監査法人や監査役は、そのルール変更の意味を分析し、国際規準の動きをけん制したり、日本の利益をグローバルスタンダードの中に織り込むような構想力、ルール作りも試みるべきだったのでないか。「監査」とは重い意味の言葉だが、日本では監査役は取締役より地位が低く見られたり、監査法人とは企業決算に正当性を与える補助機関とみられがちだったように思える。企業会計などに精通する公認会計士や監査法人は、時にもっと大きな構想力を提示したり、日本の国益を主張できるルール作りの知恵袋的役割もはたして欲しいものである。



慶應義塾名誉教授、  
公認会計士監査審査会長  
**金子 晃**

## 監査品質をめぐる 国際的議論の動向

### 1 はじめに

上場企業監査市場は、各国において極めて寡占的である。寡占的な構造下において、監査人選択はどのような状態にあるのか、また監査品質に市場競争がどのように機能しているのか。

監査は企業の会計処理および財務情報の公正性および適切性を保証するものであり、資本市場の信頼性を確保・維持するために不可欠のものである。監査市場における公正かつ自由な競争を維持確保し、監査の質を継続的に高めていくことが重要である。

### 2 英国FRCによる調査・研究

こうした認識から、英国のFRC (Financial Reporting Council)は、監査市場の調査研究をIDT (Department of Trade and Industry)と共同で研究機関Oxeraに委託し、その結果が「英國監査市場における競争と選択」(Competition and Choice in the UK Audit Market)として公表された(2006年4月1日)。本研究は以下のことを明らかにした:

- ① 大会社を監査する市場において、多数の競争者が存在する市場の場合のように競争は機能していない;
- ② インタビューされたすべてのグループが、大会社監査における4大監査事務所の総市場占有率がほぼ100%であることは競争あるいは選択にとって健全な状況ではないと認識している;

③ 中規模監査事務所による大会社監査市場への実際の参入は、現在の市場状況が変化しない限り、経済的とは考えられない;

④ いくつかの会社にとっては、選択の欠如は監査事務所との交渉過程において一定の交渉力を付与している。

### 3 英国における関係者会議・市場参加者 グループにおける検討

FRCは市場関係者を集め(第1回関係人会議)この報告書の内容を説明し、意見を求めた。FRCはこの会議での議論を取りまとめて討論ペーパーを作成し、第2回関係人会議を開催し議論を行なった。第2回関係人会議における議論の結果、今後のステップとして以下のことが決定された。

- ① 市場参加者グループ(Market Participant Group)の設置。
- ② グループにおける検討の進展状況の報告。
- ③ グループにおける検討と平行して、FRCは他の関係機関と連携しながら可能な規制措置を考察。
- ④ 実施されたステップの有効性を確保するため、当該市場の集中度を測定しProfessional Oversight Boardの「Key Facts and Trends」に掲載。

MPG(市場参加者会議)は2006年10月に設立され、2007年4月に中間報告を発表し15の暫定的勧告を公表した。暫定的勧告は以下の通りである。

- ① FRCは、監査人の独立性および監査品質の保護に対する十分なセーフガードを確保した上で、監査事務所の所有ルールへの変更がもたらす監査の選択における可能な効果に対する幅広い理解を促進すべきである。
- ② 監査事務所は法定監査および直接関連するサービス業務の財務結果を比較可能な方法で公開すべきである。
- ③ 監査人の責任制度の開発および実施に際して、規制機関および立法機関は、最優先事項である監査品質の保護の必要性を確保した上で、監査の選択の促進を追及すべきである。
- ④ 規制機関は、基準設定団体および委員会へさまざまな規模の監査事務に所属する人が適切に参加することを奨励すべきである。

⑤ FRCは監査品質の理解を促進させる努力を引き続き行なうべきであり、また監査事務所およびFRCは個々の監査事務所の能力に関する透明性を一層促進すべきである。

⑥ 会計プロフェッショナルは、市場を離脱した監査人によりなされた監査に関する情報への新規監査人によるアクセスを改善するためのメカニズムを確立すべきである。

⑦ FRCは、監査委員会およびその他の市場参加者のために、1以上の監査ネットワークから監査事務所の使用を考慮することに関する独立した指針を提供すべきである。

⑧ FRCは、株主とのコミュニケーションを取り扱っているSmith Guidanceのセクションを、監査人選定の決定に関する情報の提供の要請を含むように修正すべきである。

⑨ 監査人選定の決定を説明する場合、取締役会は一定のタイプの監査事務所を指名する契約上の義務(contractual obligations)があれば、それを開示すべきである。

⑩ 投資家グループ、法人の代表者、監査人およびFRCは、監査人の指名および再指名に関する株主取り決め(shareholder engagement)の優れた慣行の促進を図るべきである。

⑪ 監査人のための倫理基準に責任を有する当局は、監査人の客觀性および独立性に与える利益と比較した場合、監査人選択に及ぼすマイナスのインパクトが均衡を欠いているルールがないかを考察すべきである。

⑫ FRCは、監査人のための関連倫理基準との整合性を確保するため、Smith Guidanceの独立性のセクションをレビューすべきである。

⑬ 監査事務所の課題にそれらの重大性に基づいて一層矛盾のない対応をするためのプロトコールを開発すべきである。

⑭ 公益事業体を監査するすべての監査事務所はCombined Code on Corporate Governanceを適切に作り変えた上で遵守するか、あるいは当該規定から離脱する場合には相当の説明をしなければならない。

⑮ 主要な公益事業体は、自分たちのリスク評価および計画策定に、市場からの自らの監査事務所が退室するリスクを含める必要性を考慮すべきである。

2007年5月に当該中間報告の暫定的勧告を議論するために第3回関係者会議が開かれた。市場参加者グループの最終報告は同年10月に発表された。最終報告書は15の勧告の14を無修正で承認し、1勧告(勧告14)を一部修正(「適切に作り変えた上で」を削除)した。最終報告の内容は以下の通りである(当局の要約を引用する)。

市場参加者グループ(the Market Participants Group)は、英国における公益関係企業監査市場の特質から生じるリスクを最小化するために採用することのできる可能な措置に関し、FRCにアドバイスするために2006年10月に設立された。グループは会社、投資家および監査事務所に所属する個人により構成されている。

グループの検討事項を確定するに際して、FRCは監査の質の重要性および監査の質を損なう措置を排除する必要に注意を払った。

グループは、監査人の集中により市場参加者の間に、4大監査事務所の一以上が市場から離脱した場合に生じる不確実性および費用に関し大きな懸念が存在することに注意した。このリスクは監査人選択の幅を拡大することにより最小化することが可能である。しかし、いくつかの最近の市場の特徴を総合して考えると、既存あるいは新規の非4大監査事務所が「これまでと方向を変えて」公益事業体を監査する能力を強化するために投資をする傾向、および公益事業体が監査人として非4大監査事務所を選択する傾向をより減少させる傾向にある。

グループは監査人選択の拡大のために可能な措置を広範に評価した。評価に当たって、グループは、他の措置と結合させた場合、選択を拡大することに貢献し、同時に少なくとも得られる利益と均衡した費用、および同様な利益を提供する他の選択肢よりも低コストで監査の質を維持する措置を特定することに努めた。しかし質を維持しながら均衡の取れた費用で急速に選択を拡大できる妙手は発見できなかった。

グループは、主要な投資家、会社代表者の団体および個々の監査事務所やその他の市場参加者を含め、暫定的勧告に対しコメントしてくださいました人々に感謝

申し上げる。この報告書はなされたコメントをどのように取り込んだかを述べている。

本報告書は一定の措置を勧告しているが、これらの措置は一緒に行なわれれば市場の効率性を高め、それにより監査事務所が市場から離脱するリスクを最小化するとグループは信じる。

#### ■15の勧告の主要な目的は:

- 既存の非4大監査事務所あるいは新規の事務所による公益事業体への監査の実行可能性を増大させること
- 大監査事務所を選択する役員のリスクを軽減すること
- 監査人選定決定に関する取締役会の説明責任を改善すること
- 4大監査事務所からの選択を改善すること
- 合理的理由なく市場から離脱する監査事務所のリスクを減少させること
- 監査事務所が市場から離脱する際の不確実性および崩壊費用を減少させることである。

勧告は、集団的に行動する市場参加者により採られる措置を設定しているが、措置のあるものは市場をより効率的に作動させるために、規制機関の支援を要請としている。

勧告パッケージは、すべての、ただし極めて大規模な公益事業体に対する監査業務の提供における集中の程度に対し、中期では積極的インパクトを有しうるところは考える。長期では、勧告パッケージは大規模公益事業体への監査市場を拡大するために生み出される機会に、非4大監査事務所がうまく対応する場を提供することになる。

勧告はまた、合理的理由なく市場から離脱する事務所のリスクを減少させ、事務所が市場から離脱する際の不確実性および崩壊費用を最小化することができよう。

最終勧告パッケージに対し広範な支持がえられること、また市場に基礎を置く措置に対するUKにおける合意が監査市場の集中に関する広範な国際的議論に有益な貢献をすることを期待する。

以上が最終報告書の要約である。今後報告書で提案された勧告が実施段階に移行するのか否か注目されるところである。

#### 4 おわりに

FRCはこの問題を国際的に議論することを現在積極的に進めている。主要先進国では公認会計士およびその業界から独立した監査監督機関(代表的なものが米国のPCAOB、カナダのCPAB、英国のAIUおよび日本の公認会計士・監査審査会)が設立されており、その国際的組織IFIAR(International Forum of Independent Audit regulators)も設立されている(現在参加国22)。第1回会議が審査会のホストで本年3月に東京で、第2回会議は9月にカナダのトロントで開催され、この問題は主要な議題の一つとされた。わが国においても監査市場関係者によるこの種の積極的な議論を期待したい。

(慶應義塾名誉教授、公認会計士監査審査会長 金子 見)



国際会計基準審議会理事  
山田辰巳

#### IFRSを巡る急速な環境変化について —見えてきたIFRSの世界基準となる道筋—

##### はじめに

2007年後半には、それより数年前いや数か月前には思いも及ばなかったような急速な変化が国際財務報告基準(IFRS)を巡って起こった。このような変化がどのような経緯で起こり、そして変化の先にどのような将来があるのか、また、そのような変化の意義は何かについて的確に理解する必要が生じている。

米国証券取引委員会(SEC)は、2007年11月に、外国企業が、米国会計基準への差異調整表を作成することなく、IFRSに基づく財務諸表をそのまま用いて米国資本市場で資金調達することを認めるための規定改訂を行い、直ちに発効させる決定を行った。また、SECは、IFRSを用いることを米国の上場企業にも認めるかどうかについての意見聴取も行っており、来年にもそのような選択肢を認めるのではないかと推測されている。さらに、米国財務会計基準審議会(FASB)は、米国市場でIFRSと米国会計基準が共存することは投資家を混乱させることになるということから、米国会計基準に代えて、米国上場企業にIFRSを強制するための青写真を示すべきであるという見解を表明している。

本稿では、このような一連の流れについて解説し、さらに、国際会計基準審議会(IASB)と企業会計基準委員会(ASBJ)が2007年8月に公表した「会計基準のコンバージェンスの加速化に向けた取組みへの合意」(いわゆる「東京合意」)の意義についても述べることとする。

## 米国で起こった出来事

すでに簡単に触れたが、まず、米国で最近起こった3つのことについて触れておきたい。

① SECは、2007年7月、SECに登録する外国企業の財務報告にIFRSを用いることを許容するための規則の変更案を公表し、コメント期間を経て、2007年11月に、IFRSに基づいて作成された財務諸表に対して現在米国で求めている米国会計基準との間の差異調整表の作成を2007年11月16日以降終了する事業年度から廃止することを決定した。これによって、外国企業は、米国会計基準又はIFRSの選択が可能となる。なお、米国市場で受入れるIFRSは、IASBが作成したIFRSのみであり、例えば、IFRSの一部を採用していない欧州連合(EU)のIFRSは対象にはならない。

② SECは、2007年8月に、外国企業と同様に、米国企業にも米国会計基準又はIFRSの選択を認めるべきかに関するコンセプトリースを公表しコメントを求めた。直ちに規定の改訂を行うことにはならないが、12月には、2度の円卓会議が開催され、近い将来米国の上場企業にも、IFRSを選択する道が開かれると推

測されている。

③ FASBは、2007年11月に、SECの上述の2つのプレスリリースに対して次のようなコメントを提出している。

(a) 米国公開企業が、IFRSを財務報告の基礎として用いることによって、投資家はより良い情報の提供を受けることができる。米国会計基準とIFRSの双方を同時に米国市場で認めることは、投資家などの混乱を招くことになるのですべきではない。

(b) FASBやSECなどは、米国の公開企業がIFRSに移行するための移行計画(青写真)を開発するために協力すべきである。青写真では、IFRSへの移行期日を明示するとともに、今後改善すべきIFRSの項目も明示すべきである。IFRSの改善作業は、FASBとIASBが協力して行うべきである。

(c) SECは、IASBに潤沢で安定した資金及びスタッフを提供するための確立したメカニズムを作るべきである。また、高い品質を保持するため、IASBが基準を公表した後に各国が行っている別途のレビュー及び承認のためのプロセスを廃止すべきである。

これらから、高品質の会計基準であるIFRSの世界的な利用の拡大が、米国の関係者の認識を変えつつあることができる。また、FASBがIFRSの採用に踏み切る理由の1つには、これまでのIASBとFASBの会計基準のコンバージェンスを図ってきた経験を踏まえた判断があるものと推測される。例えば、企業結合に関する会計基準では、両者は、同一のテキストを基に議論を行ってきた。しかし、企業結合以外の基準の差異が影響するなどして、膨大な時間と資源を投入したにも関わらず、完全に一致した会計基準を作成することはできなかった。このことから、コンバージェンスという手法には限界があり、IFRSを採用することが最良と考えられたものと思われる。

## 東京合意

日本基準とIFRSとの間の主要な差異をなくするために、2007年8月にIASBとASBJの間で結ばれた東京合意は次のようなものである。

(a) 2008年までに現在EUによって行われている同等性評価に対応する短期コンバージェンス・プロジェクトを完成する。

(b) その他の主要な差異の解消は2011年6月までに完成させる。

(c) ただし、2006年2月に交わされた覚書(MOU)に基づいて現在FASBとIASBが行っている会計基準の統合化のための作業が2011年を超える場合には、それらに関連する差異の解消は、新しい基準が発効するまでに行う。

(d) ASBがIASBとFASBとのプロジェクトへより一層関与できるようにするためのスタッフ・レベルでの定期協議を新設する。

東京合意は、これまでの日本の立場を大きく変えるとともに、コンバージェンスを達成すべき期日を示したという点で画期的なものである。また、東京合意では明示されていないが、IFRSが変更されれば、対応する日本基準の改訂は必須であり、東京合意は、将来にわたって、ASBが主要な差異の解消を図ることにコミットしていることを意味している。

しかし、SECの決定やFASBによる提案によって2007年後半に示された、米国会計基準に代えてIFRSを採用することが一組の国際的に利用される会計基準を作成する現実的な方法であるという見方から考えると、東京合意のスタンスが適切かどうか、さらなる議論が必要である。現在、EUをはじめとして世界の約100カ国が少なくとも上場企業に対して、IFRS又はそれと類似の基準を採用しており、現時点で自国基準を保持しようとしているのは、主要国では日本だけである。IFRSとの主要な差異を解消した上で、日本基準をお持ち続けることなどの意義があるのか、そのための費用対効果はどうか。日本基準の保持が必要かどうかを根本から考え直してみる時期に来ている。

世界がIFRSに向かって動いている現在、日本基準に固執することなく、むしろ、IASBによるIFRS作りの枠組みの中で、眞のパートナーとなるための日本の役割を考えるべきではないかと思われる。



公益認定等委員会(内閣府)  
委員長代理  
佐竹正幸  
(昭和46年商卒)

## 「公益法人制度改革の概要」

### 1. 現行公益法人制度

現行の公益法人(社団法人・財団法人)は明治29年に制定された民法第34条に基づいて設立されています。現行制度では「法人の設立」には主務官庁の許可が必要で、「公益性の判断」は主務官庁の自由裁量で行われ、「税金」については法人格と税の関係が連動しており、法人税は収益事業にのみ課税され、一定の要件を満たす特定公益増進法人については寄付金の優遇措置があるわけです。

110年以上続いてきたこの制度ですが、いくつかの問題点が指摘されてきました。法人の設立が簡便でない、公益性の判断基準が不明確である、営利法人類似の法人や共益的な法人が税制上の優遇措置を受けているのはおかしいのではないか、といった指摘がその主なもので、これらの問題を解決するために行政改革の一環として、公益法人制度の「抜本的な改革」が行われることになりました。

### 2. 新公益法人制度

改革のポイントは「官から民へ」の流れの中で民間非営利部門の活動の健全な発展を促進するため、第1に主務官庁の自由裁量による設立許可制度を廃止することとしました。次に、従来は一体であった、「法人の設立」と「公益性の判断」とを分離しました。これにより、主務官庁による、いわゆる縦割り行政を廃止するということです。法人の設立については、公益性の有無にかかわらず登記のみで設立できる制度としました。公益性の判断については、従来は主務官庁に

より自由裁量であり、判断基準が不明確との指摘があったものについて、これを改め、明確な基準にそって、民間有識者による合議制の委員会（公益認定等委員会）の意見に基づいて、内閣総理大臣又は都道府県知事が公益性を認定する仕組みとし、できるだけ統一的な判断が行われ、縦割り行政からの脱却が期待されているところです。

### 3.新制度における社団・財団法人

新制度における社団・財団法人は一般社団・財団法人と公益社団・財団法人とに区分されることになります。一般社団・財団法人は事業の公益性の有無にかかわらず登記のみで設立できる法人で、剩余金の分配ができない法人です。そして行政による監督はありません。それに対して公益社団法人・財団法人は公益目的事業を行うことを主たる目的とし、公益認定の基準を満たす法人です。行政による監督がありますが、一定の税金の優遇などが予定されています。

### 4.現行公益法人の移行手順

新しい法律が施行されるのは2008年の12月1日ですが、現在の社団法人・財団法人（民法34条法人）は新法の施行日に特例民法法人という法律上の位置づけとなり、一般社団・財団法人になるか、公益社団・財団法人になるかの選択をして、行政による一般社団・財団法人への移行の認可ないし公益社団・財団法人への認定の申請をすることになります。

特例民法法人が一般社団・財団法人に移行するには、認可時点の時価純資産相当額を公益目的事業に使用することが認可の条件になっています。改正前の公益法人の保有する財産については、解散時の残余財産を類似公益目的のために寄附することとされています。このようなことを前提として寄附や優遇税制を受けて、その財産を形成してきたものです。そのような、いわば公益的性格を有する財産が、事業内容や残余財産の帰属が法人自治に委ねられる一般社団法人・財団法人に移行することによって、その後、無制限に公益目的以外に使われてしまう、場合によっては解散して残余財産を分配してしまうようなことは適当でない。このような観点から、移行時点の時価純資産相当額を公益目的事業に使用することが認可の

条件とされています。

公益社団法人・財団法人に移行するには、公益認定基準に合致していることが必要です。

### 5.主な認定基準

主な認定基準は次のようなものです。

- ・公益目的事業を行うことを主たる目的としているか
  - ・公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正費用を超えることはないか
  - ・公益目的事業比率が50%以上の見込みか
  - ・同一親族等が理事又は監事の1/3以下か
  - ・遊休財産額が一定額を超えない見込みか
- また、欠格事由の主なものとしては、暴力団員等が支配している法人でないか、などがあります。

### 6.公益法人の数

公益法人は現在、社団法人が約1万2千5百法人、財団法人も約1万2千5百法人で合計約2万5千法人あります。このうち、複数の都道府県にわたって活動している法人は国所管になるわけですが、その数が約7千法人、その他は都道府県の所管の法人でそれが約1万8千法人あります。公益認定等委員会は2007年の4月から内閣府に設置され、政令、内閣府令に関する答申を6月15日に行い、政令府令は9月に閣議決定されました。現在は運用指針（ガイドライン）作りのための審議をしているところです。また、全国47都道府県にも民間有識者からなる合議制の委員会ができることになっていて、多くの公認会計士の方々が委員に就任されているようです。移行期間は2008年12月から5年間で、その間に移行しないと解散することになっています。また、公益法人への認定や一般法人への認可の申請は認定・認可されなかった場合でも再申請することができます。私共が担当する国所管の法人、約7千法人の一般法人への移行の認可、又は公益法人への認定を一回だけ行うとしても、一週間に30法人のペースで処理をしていかなければならない計算になります。2008年の12月以降は、かなりハードな作業が待ち受けているものと覚悟しているところです。

委員会資料や議事内容は原則として内閣府、公益認定等委員会のホームページで公開されていますので、関心のある方はのぞいてみてください。



国際公会計基準審議会  
日本代表  
関川 正  
(昭和61年経卒)

## 国際公会計基準審議会と概念フレームワーク・プロジェクト

私は、2006年1月から国際会計士連盟(IFAC)の常設審議会の一つである国際公会計基準審議会(IPSASB)のボードメンバー(日本代表)を務めている。IPSASBは、政府や政府機関などの公的セクターの組織に適用される国際的な会計基準を設定する機関であり、現在、IPSASBが作成する国際公会計基準(IPSAS)は、欧州連合、経済協力開発機構(OECD)、国連(2010年から)などの国際機関やイスラエルの中央政府が採用している。また、IPSASを参考とした各国の会計基準策定やIPSASBを中心とした協働プロジェクトにより、各国の公的セクターの会計基準の統合化を進めている。IFAC内の組織ではあるものの、活動資金の約半分は、カナダ政府、世界銀行、アジア開発銀行、欧州連合、ニュージーランド政府などの外部から提供を受けており、その活動についても世界銀行、国際通貨基金、最高監査機関国際組織、OECDなどと密接な協力関係を築いている。

IPSASの適用対象である政府組織は伝統的に現金主義による予算・決算開示が行われてきたが、1970年代後半に英国などで始まった「ニューパブリックマネジメント」による公的セクター改革の中で、財務報告や予算を発生主義へ転換する国が多くなっ

てきている。IPSASBによる国際公会計基準設定活動は、1996年に開始され、民間セクターを対象として国際会計基準を基礎とした公的セクター向けの会計基準を作成した他、公的セクター固有の会計事象(税金等の非交換取引による収益の認識・測定の問題など)についても順次基準つくりを進めている。この原稿を書いている2007年11月末現在で24の会計基準を公表しているが、11月に北京で開催された会議で「資金生成資産の減損」と「従業員給付」の2つの会計基準の公表が承認されたため、この原稿が掲載される時点では、26の会計基準が公表されていることになる。

IPSASBは18名の非常勤のボードメンバーにより構成され、通常年3回(1回4日間)の会議が開催される他、会議期間外におけるメール等での意見交換により基準設定作業を行っている。ボードメンバーのバックグラウンドは多様であり、財務省等の政府職員(財務諸表の作成者)、会計検査院関係者、会計事務所のパートナー(私もその一人)、会計基準設定主体の関係者、学者などで構成されている。非常勤とは言え、私は後述する概念フレームワーク・プロジェクトの小委員会の委員も兼務していることもあり、日本国内での関係官庁への説明や日本公認会計士協会での対応専門部会での議論への参加、講演、原稿執筆なども含めれば、年間600時間くらいは、IPSASBのメンバーとしての活動に時間を割いている。なお、カナダのトロントに事務局が置かれ、6-7名のテクニカルスタッフがIPSASBの活動を支えている。

IPSASBが2007年から開始した注目すべきプロジェクトの一つに概念フレームワーク・プロジェクトがある。国際財務報告基準を作成する国際会計基準審議会(IASB)は、会計基準の設定にあたっての指針となる概念フレームワークを作成・公表しており、現在、米国財務会計基準審議会(FASB)との共同プロジェクトにおいて概念フレームワークの統一改訂作業を進めている。また、日本の企業会計基準委員会も2006年12月に討議資料「財務会計の概念フレーム

1. 公的セクター中に中に営利企業的な「経営」の発想や手法を取り入れていく動きを総称。ニュージーランドやオーストラリアの取り組みが有名。近年フランスが大胆な改革に着手

2. 英国、オーストラリア、ニュージーランドなどでは民間セクターと公的セクターに適用される会計基準は基本的に同一であるべきとの考え方に基づき、同一の機関が両セクターの会計基準設定を担っている。

ワーク」を公表している。このように会計基準設定主体が概念フレームワークを作成し、基準設定の理論的支柱とすることは一般的に行われている。IPSASBは、これまで十分な活動資金やスタッフがなかったことや、個々の会計基準を作成する作業を優先させてきたため、現在、独自の概念フレームワークを持っていない。IPSASBの概念フレームワーク・プロジェクトでは、IASBとFASBの概念フレームワーク・プロジェクトの成果を参考としつつも、公的セクターの財務報告のための基準作りの今後の指針となる独自の概念フレームワークを作成することを目的としており、2012年に最終文書を公表することをターゲットとしている。また、このプロジェクトの遂行に当たっては、英国、オーストラリア、南アフリカ、ノルウェー、カナダ、中国、フランス、ニュージーランド、米国などの各国の会計基準設定主体や国際通貨基金（IMF）などの国際機関との協働作業が行われており、世界的主要国で同時並行的に共通の概念フレームワークを作成していくという壮大な試みとなっている。

一方、我が国でも近年公的セクターへの発生主義の適用や発生主義的な情報開示の試みが始まっている。独立行政法人、国立大学法人をはじめとする独立組織には発生主義に基づく財務諸表の作成が行われ、国や地方自治体でも現金主義による予算・決算に加えて、貸借対照表等の作成が行われている。このように我が国の公的セクターへの発生主義の適用に関しては、近年目覚しい改革が行われてきているものの、会計基準の設定という観点から見ると、大きな問題を抱えているように思う。

我が国の公的セクターの会計基準設定に関する最大の問題は、会計基準の設定主体が対象となる組織ごと（独立行政法人、国立大学法人、地方独立行政法人、中央省庁、地方自治体）に設立され、人的・財務的資源が分散されている点にある。多くの先進国では、公的セクターの会計基準の設定は、民間セクターの会計基準の設定と同様に、専門スタッフを持つ独立機関が担っている。日本に強力な公的セクター

向け会計基準設定主体が存在しないことによる大きな弊害の一つが、公的セクターの会計基準設定に関する国際的な動きに対応することが十分にできない点にある。国際的な会計基準の統合化が進む中、我が国に必要とされているのは、出来上がった国際基準を取り入れることではなく、国際基準作りのプロセスに積極的に関与し、貢献していくことであろう。十分な人的体制と予算を持った公的セクター向け会計基準設定主体を早急に整備し、概念フレームワークをはじめとする国際的な会計基準設定プロセスに積極的に関与していくことが望まれる。私もIPSASBのボードメンバーとして、関係者各位の協力を得て、国際的な公的セクターの会計基準設定の活動に今後とも貢献していきたいと考えている。

#### 参考 — 概念フレームワーク・プロジェクトの構成 — （ ）内は起草担当機関

##### 第1グループ：2008年前半にコンサルテーションペーパー公表予定

- 財務報告の目的（英国会計基準審議会）
- 財務情報の質的特徴（オーストラリア会計基準審議会）
- 財務報告の範囲（南アフリカ会計基準審議会）
- 報告主体の質的特徴（ノルウェー公認会計士協会）

##### 第2グループ：2008年末にコンサルテーションペーパー公表予定（カナダ公的セクター会計審議会、中国財務省、フランス財務省）

- 財務諸表の構成要素の定義と認識
- 一般目的財務報告のその他の構成要素

##### 第3グループ：2009年末にコンサルテーションペーパー公表予定

- 測定
- 表示及び開示

以上

3. 基本となる事項について関係者のコメントを求めるために公表する文書。その後、公開草案の公表を経て、最終文書の作成に至る。



吉田 慶太  
(平成元年経卒)

## 公認会計士法等の改正の概要

「公認会計士法等の一部を改正する法律」(以下「改正法」という。)が平成19年6月20日に成立し、6月27日に公布された。その後、「公認会計士法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令・内閣府令」(以下「政令・内閣府令」という。)が同年12月7日に公布され、改正法の施行期日は平成20年4月1日とされた。改正法は、昨今の会計、監査をめぐる不祥事が生じている現状を踏まえ、組織的な監査の重要性が高まっているとし、監査法人に焦点を当てて改正が行われている。したがって、本稿では、今回の改正法及び政令・内閣府令について、主に監査法人に関する改正項目の概要を説明することとする。なお、本文中、意見にわたる部分は私見であることをあらかじめ申し添える。

### 1. 監査法人の品質管理・ガバナンス・ディスクロージャーの強化

第1に、監査法人は、業務管理体制を整備しなければならないとし、その要件として、経営の基本方針及び経営管理に関する措置、法令遵守に関する措置を含む業務の執行の適正の確保や、業務の品質管理の方針の策定及びその実施を図ること等を規定している。

第2に、監査法人の社員資格の拡大を図り、公認会計士以外の者を「特定社員」として、監査法人の社員とすることができますとしている。この特定社員は、日本公認会計士協会への登録を受けることとする一方で、監査法人には、特定社員の日本公認会計士協会への入会の担保を監査法人が整備すべき業務体制の

一部として位置付けている。なお、監査法人の社員及び業務運営に関する意思決定機関の参加者に占める特定社員の割合は、25%に制限している。

第3に、監査法人は情報開示が義務付けられ、業務及び財産の状況に関する説明書類の公衆縦覧を行わなければならないとされている。この説明書類の記載事項には、業務の概況として監査法人の業務内容や業務管理体制の整備状況等、また財産の状況として売上高(有限責任監査法人では計算書類)の開示を求めるとともに、その他、社員の概況、事務所の概況、監査法人の組織の概要等も開示することとしている。

### 2. 監査人の独立性と地位の強化

第1に、監査人の独立性に関する規定の整備が行われ、公認会計士及び監査法人は独立した立場において業務を行わなければならない旨を職責規定において規定している。

第2に、監査証明業務に関与した監査法人の社員は、退職後、被監査会社のみならずその連結会社等の役員等に就任することを禁止している。ここで就職制限の範囲に含まれる被監査会社の連結会社等とは、親会社、連結子会社等(連結子会社、持分法適用の非連結子会社、関連会社)及びいわゆる兄弟会社(親会社の他の連結子会社等)であるとされている。

第3に、大規模監査法人において上場会社の監査を担当する主任会計士について、いわゆるローテーション・ルールを整備している。すなわち、現行法では、継続監査期間7年、インターバル期間2年のルールであるが、改正法は、継続監査期間5年、インターバル期間5年のルールを法定化した。この5年-5年のローテーション・ルールの対象となる大規模監査法人は、監査証明業務を行う上場会社の数が100以上の監査法人とされている。また、新規公開企業に係る公表後の最初の継続監査期間を短縮し、原則2年としている。なお、今回、「大企業」として、監査人が、ローテーション・ルール、一定の非監査証明業務と監査証明業務の同時提供の禁止や単独監査の禁止等の規制を受けることとなる被監査会社の範囲から、非上場の金融商品取引法監査対象会社であって、一定規模未満(資本金5億円未満又は売上高10億円未満、

かつ負債200億円未満)のものは除外された。

第4に、監査人が上場会社等の監査証明を行うに当たって、財務書類に重要な影響を及ぼす不正・違法行為を発見した場合には、監査役等に通知するなど、被監査会社の自主的な是正措置を促す手続を踏むこととし、さらにそのような手続を経た上でもなお適切な措置をとらないと認めるときは、当局へ申し出なければならないとしている。ここで監査人が当局への申出の要否を判断すべき期日は、原則、被監査会社への通知から2週間を経過した日、又は財務書類の提出期限の6週間前のいずれか遅い日(ただし、提出期限の前日まで)とされた。

### 3. 監査法人等に対する監督・責任のあり方の見直し

第1に、監査法人に対する行政処分の類型として、業務管理体制の改善命令等を追加するなど行政処分を多様化している。

第2に、公認会計士又は監査法人に対し、違反行為を適切に抑止する観点から、利得相当額を基準とする課徴金を賦課することとしている。この場合の課徴金の額の算定基礎となる監査報酬相当額は、監査証明業務の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産の価額の総額であり、虚偽証明を認定した財務書類に係る事業年度における監査報酬がすべて含まれる。また、課徴金の額は、故意の場合、認定した虚偽証明期間に係る監査報酬相当額の1.5倍であるが、財務書類に係る虚偽等により当該財務書類に記載される数値その他の内容の変化が軽微である場合には、納付を命じないことができる。さらに、相当の注意を怠った場合、課徴金の額は、認定した虚偽証明期間に係る監査報酬相当額の1倍としているが、公認会計士等が実施した監査・証明が一般に公正妥当と認められる監査に関する基準・慣行に照らして著しく不十分であった場合には、納付を命じないことができる場合から除かれる。なお、一定の戒告・業務停止、解散命令等を行う場合であって、課徴金の賦課が適当でないと認められるときは、命じないことができる。

第3に、有限責任組織形態の監査法人制度を創設し、内閣総理大臣への登録、最低資本金、供託金、

及び計算書類の開示の各要件を整備している。ここで、最低資本金は100万円×社員数、供託金の額は200万円×社員数であるが、供託金については損害賠償責任保険によりその全部又は一部を代替することができる。また、計算書類の開示については、収益の額が10億円以上の規模の監査法人は監査報告書を添付することとされた。

第4に、監査法人等に対する報告徴収・立入検査の権限を金融庁長官から公認会計士・監査審査会へ委任する範囲が見直され、日本公認会計士協会の品質管理レビューに関して行われるもののか、協会の品質管理レビューを受けていない場合や、当該レビューへの協力を拒否している場合も含まれることとなった。

第5に、外国会社等から提出される有価証券報告書等に係る監査証明業務を行う外国監査事務所について、改正法は内閣総理大臣への届出や、それに対する当局の権限(必要な指示、報告徴収、立入検査)の整備を行っている。なお、この整備に係る政令・内閣府令は、後日、別途公布される。

### 4. その他

監査法人における社員が行う非監査証明業務に関しては、他の社員全員の同意を要件に解除を容認するとともに、監査法人の社員が大会社等から非監査証明業務により継続的な報酬を得ている場合、監査法人が当該大会社等に対して監査証明業務を提供することを禁止している。

以上、改正法の概要について説明を行ったが、改正の内容は非常に多岐にわたっており、公認会計士及び監査法人が改正法で規定された内容をどのように受け止め、対応し、社会の信頼を高めていくかは重要な課題となると考える。一方、今回の法案審議の段階では、この他にもいわゆる「インセンティブのねじれ」の問題、中堅・中小監査法人の育成、会計監査に係る人材の確保等の問題も質疑が行われ、附帯決議にも反映されるなど、重要な問題が残されており、今後もこれらについて十分な議論が行われることが期待される。



あらた監査法人  
門澤麻里  
(平成16年経済学部卒)

## 1年の監査実務を経験したこと

2007年11月19日に2007年度公認会計士試験の合格発表が行われ、私が監査法人に入所し監査実務に就いてから早くも1年が過ぎようとしております。11月といえば、3月決算の上場企業が次々と中間決算発表を行い、私の担当するクライアントも同様に無事発表を終え、慌しかった中間監査の現場も収束に向かいつつあります。この発表がなされるまでは緊張感のなかで日々の業務に追われてきましたが、この新聞発表を見たとたんに心地良い達成感と充実感を感じ、この1年を振り返らずにはいられませんでした。

約1年にわたる監査業務を通じて今、最も強く感じていることは、クライアント企業が行う会計処理の妥当性を判断することの難しさです。実務経験のある方にとっては当然のことと思われるかもしれませんが、以前の私は公認会計士の監査業務について全く異なったイメージを持っておりました。

学生時代に各専門学校のパンフレットで、「公認会計士はビジネス資格の最高峰」、「公認会計士は企業のお医者さん」というようなキャッチコピー目にし、公認会計士という職業を初めて知ったときから、受験勉強期間を経て監査法人に入所し監査実務を経験するまで、私は監査という公認会計士の仕事について次のようなやや安い認識しか持っていました。「公認会計士の先生は企業会計の専門家であり、会計基準や各種実務指針、ガイドライン等をその背景や趣旨も含めて知り尽くして

いる。だから、公認会計士よりも会計に詳しくない一般の会社が行っている会計処理が正しいか間違っているかなんて、きっと簡単に判断できるものなのだろう。」と。

当然のことながら、いざ監査チームに配属され実際に携わってみると、現実の監査業務がそんなに単純なものでは全くないということに気付きました。

最初に驚いたことは、実際のマーケットはダイナミックかつタイムリーに日々変化しており、現実の企業がそのなかで繰り広げるあらゆる経済活動は、受験勉強中の簿記の例題に出てくるような安易なものではなく、非常に専門性が高くかつ複雑多岐にわたるということです。

「企業会計とは、企業の経済活動を貨幣単位で記録・計算し、その経済活動の内容及び結果を報告する手続きである」という定義は一般的によく紹介されていますが、企業が行う会計処理の妥当性を判断するためには、まず会計の対象となる経済活動そのものを十分に理解する必要があるのはいうまでもありません。

しかしながら、実際の企業の経済活動は、その企業や業界で蓄積してきた固有の技術や情報あるいは経験則などの上に成り立っており、業界特有の法規制やさまざまな慣習が存在しています。また投資家や債権者さらには仕入先、得意先、従業員といったあらゆるステークホルダーとの契約・取引形態も非常に複雑で多岐にわたっているのが実情です。そうしたことを踏まえ、その企業の経済活動を理解しようとすれば、必要に応じて担当者へのヒアリングを行ったり、企業やその業界の関連情報を各種メディアから入手することはもちろんのこと、時には専門書を紐解いたりと様々な努力が求められると思います。

つぎに、企業の会計処理の妥当性判断の問題ですが、企業が日常的に直面し会計処理を行わなければならない経済的事象は、それ自体が相互にしかも複雑に関連し合っている場合が多く、なかには会計基準や実務指針に直接的には取り上げられていないものも見受けられるのです。そのため、会計基準や実務指針を熟知していたとしても、企業が行

ったその会計処理の妥当性を瞬時に、あるいは機械的に判断できるというわけにはいかないのが現実です。

したがって、監査チームとして企業が行った個々の会計処理が適切であるか否かの最終的な結論を導き出すまでには、幾つものプロセスを経なければなりません。まずその企業が行う経済活動を全般的に理解し、チームのメンバーそれぞれが共通の認識を持つことから始まり、関連する会計基準や実務指針、各種ガイドラインの規定やその背景、趣旨を踏まえ、さらには過去の事例等も参考にし、監査チーム内での議論を重ねた上で1つの結論を導くのです。

前述したように、当初の監査業務に対するイメージと監査実務を経験して初めて知った現実が全く異なっていたために、「企業会計の専門家である公認会計士が、会社が行った1つの会計処理の妥当性を判断するのにこんなに時間と労力を要していくのだろうか、私達の持っている知識は全く役に立っていないのではないか、だとするならば公認会計士とその監査はいったい何のためにあるのだろうか」などと疑問や戸惑いを感じたこともあります。

しかしながら、1年間の監査実務を経験し諸先輩方が日々真剣に議論を重ね、様々な類似事例を調べ、コンセンサスを得ながら1つの結論を丁寧に導いていくのを見るうちに、現在では結論を導くその過程にこそ監査業務の真価があるのではないかと考えるようになりました。

すなわち監査チームが最終的に企業に提出する監査報告書、さらに言えば適正意見の表明により、クライアントが公認会計士の財務諸表監査を受ける目的が達成されるわけではありますが、そのような最終的な意見表明だけでなく、個々の会計処理についての結論を導くために重ねる議論やいくつもの判断の過程も、公認会計士が提供する監査業務というサービスの価値なのではないかと私は思っています。

会計基準等のどこにも取り上げられていない事例の会計処理方法という明確な答えのない問題を、

会計基準の背景や趣旨を理解した企業会計の専門家である公認会計士たちが納得するまで議論をし、結論を導いて最終的に合理的保証を与える。受験勉強中はひとつのフレーズに過ぎなかった「監査人が財務諸表に対して与える合理的保証」「社会的信頼性の付与」という会計監査の核心、それは一人ひとりの公認会計士が個々の会計処理の妥当性について、日々悩み、考え、調べ、納得し、判断するという過程を土台として成り立っているということを、監査実務を経験して初めて知りました。

そのことに気付いてから、私は監査というこの仕事を新たにやりがいと楽しさを感じるようになりました。自分がプロフェッショナルとして納得し、判断することが社会的な価値になるという仕事には、マニュアル化されたルーティンワークでは得難い楽しさがあると確信していますし、その重い責任の裏にはすばらしいやりがいがあると考えます。

同時に、監査法人に入所してから仕事で出会った諸先輩方の仕事に対する姿勢や責任感の強さには非常に敬服いたしました。企業の直面する経済的事象とその会計処理がどんなに難解なものであっても、企業会計及びその監査のプロフェッショナルとして適切な判断を下しその財務諸表を利用する投資家を保護するために、自分が納得するまではいくらでも考え、調べ、会社の担当者へ話を聞きにいく、という時間や労力を絶対に惜しまないです。

金融商品取引法によりあらたに導入される四半期報告制度の四半期レビューや財務報告に係る内部統制の監査等、公認会計士に対する経済社会の期待が高まるごとに私たちの活躍の場も急速に広がっております。私自身も今後様々な仕事との出会いがあるものと期待を膨らませておりますが、諸先輩方の仕事に対する姿勢や責任感の強さを見習い現在の初心を忘れず、企業会計とその監査のプロフェッショナルとしての社会的価値を提供できるよう日々弛まぬ努力をしていきたいと考えております。

## 第28回早慶対抗ゴルフで早稲田に惜敗、十月会は善戦 今秋のゴルフ大会の結果報告と来年の大会へのお誘い

2007年に、CPA三田会として主催協力したゴルフ大会として、  
3月に三田会ゴルフコンペ、9月に伝統の第26回早慶対抗ゴルフ、  
10月に大学対抗の十月会を行いました。



3月21日、

2007年の日本プロシニア開催コース、静ヒルズカントリークラブで開催した、三田会ゴルフコンペは、澄み切った晴れ空のもと、強風に苦しみながらも楽しい懇親ゴルフとなりました。昼の休憩が長かったので、杯を重ねて、後半にスコアを崩す人がみられました。



9月8日、

石川遼君もプレーした、千葉カントリークラブ梅郷コースで行われた早慶対抗ゴルフは、エース選手のクラブが台風によって届かないアクシデントにも見舞われ、またも早稲田に惜敗しました。

10月7日、

好天の東急セブンハンドレッドゴルフクラブにおいて、恒例のCPA十月会（大学別CPAゴルフ対抗戦）が開催され、慶應義塾チームは第3位に入賞しました。優勝は早稲田、準優勝は中央でした。早稲田にネット打数で7.6打、中央に2打の差です。しかも、東コースにおいて菅原一泰君がベストグロスを獲得、各選手が、「自分の気持ちいいゴルフ」をする誘惑を絶ち、チームに貢献した結果と見られています。ちなみに、ハンディキャップを除いたグロススコアでは、早稲田に9打数差の2位となりました。今年は塾創立150周年でもあり、区切りの年に万全を期して望みたいと考えております。



## 《公認会計士試験の状況》

——新試験でも連続首位——

旧試験制度から連続33年間、合格者数首位を堅持

平成19年公認会計士試験は、平成19年11月19日に合格者が発表されました。

平成19年の公認会計士試験は、願書提出者数20,926人、論文受験者数6,320人、最終合格者数2,695人となっています。合格率は14.8%でした。このうち、慶應義塾出身の補習所登録者数は411人であり、2位早稲田の293人に118人の差で首位となりました。これにより、慶應義塾は旧試験制度から33年間連続して、公認会計士試験の王座を獲得しました。

今後も合格者数首位を目指して、塾出身の受験者の確保と合格率上昇のためのバックアップを一層強化できるよう、関係各位のご協力をお願い申し上げます。

### 〔平成19年公認会計士第2次試験の概要 短答式試験受験者等対象〕

願書出願者数 ..... 20,926人（前年 15,322人）

短答式合格者数 ..... 6,320人（前年 3,510人）

最終合格者数 ..... 2,695人（前年 1,308人）

合格率 ..... 14.8%（前年 8.5%）

### 〔主な大学の合格者数（公認会計士三田会調べ）〕

慶應義塾…411名、早稲田…293名、中央…150名、  
明治…105名、神戸…105名、同志社…102名、東京…99名、  
一橋…94名、京都…73名、立命館…71名  
以上

## 公認会計士第2次試験及び公認会計士試験 大学・年度別合格者数一覧表

公認会計士三田会調べ

年次／順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
1 昭和45年度 (1970)	慶應義塾 39	中央 29	早稲田 26	東京 12	一橋 9	明治 9	神戸 8	同志社 8	横浜国立 7	関西 4
2 昭和46年度 (1971)	中央 51	早稲田 38	慶應義塾 28	明治 22	横浜国立 14	東京 8	神戸 8	同志社 7	京都 5	大阪市立 4
3 昭和47年度 (1972)	慶應義塾 48	中央 47	早稲田 32	明治 17	東京 13	神戸 11	京都 10	一橋 9	横浜国立 6	同志社 5
4 昭和48年度 (1973)	慶應義塾 42	早稲田 30	明治 18	中央 16	一橋 11	東京 9	日本 8	法政 5	横浜国立 2	立教 1
5 昭和49年度 (1974)	中央 65	慶應義塾 61	早稲田 42	明治 25	東京 10	一橋 8	横浜国立 8	法政 7	立教 5	—
6 昭和50年度 (1975)	慶應義塾 32	早稲田 22	中央 16	明治 16	東京 9	日本 6	法政 5	一橋 3	—	—
7 昭和51年度 (1976)	慶應義塾 50	早稲田 44	中央 29	明治 28	一橋 14	日本 8	法政 6	横浜国立 6	立教 6	東京 5
8 昭和52年度 (1977)	慶應義塾 45	早稲田 44	明治 30	中央 26	一橋 13	日本 7	東京 6	法政 6	立教 6	横浜国立 5
9 昭和53年度 (1978)	慶應義塾 39	早稲田 37	中央 34	明治 13	一橋 6	法政 6	東京 5	横浜国立 5	立教 3	日本 2
10 昭和54年度 (1979)	慶應義塾 36	早稲田 29	中央 23	明治 14	一橋 9	法政 8	東京 5	横浜国立 5	立教 5	日本 5
11 昭和55年度 (1980)	慶應義塾 30	早稲田 30	中央 27	明治 17	一橋 9	横浜国立 8	法政 5	東京 3	立教 3	—
12 昭和56年度 (1981)	慶應義塾 26	早稲田 24	中央 20	明治 13	一橋 10	横浜国立 7	東京 6	法政 6	日本 3	立教 2
13 昭和57年度 (1982)	慶應義塾 26	早稲田 18	明治 16	横浜国立 14	中央 11	一橋 8	東京 5	法政 4	立教 4	日本 1
14 昭和58年度 (1983)	慶應義塾 39	早稲田 34	中央 20	明治 19	横浜国立 9	法政 8	一橋 8	東京 5	立教 5	日本 2
15 昭和59年度 (1984)	慶應義塾 54	早稲田 40	中央 27	明治 20	一橋 12	横浜国立 11	東京 8	法政 6	日本 6	立教 3
16 昭和60年度 (1985)	慶應義塾 53	早稲田 36	中央 21	明治 19	一橋 13	法政 12	横浜国立 10	日本 9	東京 9	立教 2
17 昭和61年度 (1986)	慶應義塾 63	早稲田 56	中央 40	明治 28	一橋 12	横浜国立 12	東京 14	法政 13	日本 14	立教 4
18 昭和62年度 (1987)	慶應義塾 68	早稲田 49	中央 36	明治 27	一橋 15	横浜国立 15	東京 13	法政 7	日本 7	立教 5
19 昭和63年度 (1988)	慶應義塾 68	早稲田 45	中央 38	明治 23	一橋 18	東京 13	法政 13	横浜国立 10	日本 6	立教 2
20 平成元年度 (1989)	慶應義塾 108	早稲田 67	中央 35	明治 35	東京 26	一橋 18	法政 12	立教 12	日本 11	横浜国立 9
21 平成2年度 (1990)	慶應義塾 111	早稲田 78	中央 46	明治 36	一橋 24	東京 21	横浜国立 18	法政 15	立教 9	日本 8
22 平成3年度 (1991)	慶應義塾 108	早稲田 101	中央 50	明治 45	一橋 32	東京 28	横浜国立 14	法政 10	日本 8	立教 11
23 平成4年度 (1992)	慶應義塾 126	早稲田 110	中央 46	明治 41	東京 40	明治 36	法政 24	横浜国立 19	立教 14	日本 5
24 平成5年度 (1993)	慶應義塾 109	早稲田 98	中央 46	明治 45	一橋 36	明治 32	法政 13	横浜国立 19	立教 8	日本 15
25 平成6年度 (1994)	慶應義塾 140	早稲田 102	東京 57	一橋 37	中央 29	明治 27	横浜国立 19	法政 14	立教 10	日本 4
26 平成7年度 (1995)	慶應義塾 134	早稲田 134	中央 41	東京 39	一橋 27	明治 22	横浜国立 15	法政 11	日本 8	立教 8
27 平成8年度 (1996)	慶應義塾 115	早稲田 95	中央 39	一橋 38	明治 34	明治 23	横浜国立 22	法政 14	日本 11	立教 4
28 平成9年度 (1997)	慶應義塾 115	早稲田 85	中央 38	明治 33	一橋 26	東京 24	横浜国立 19	法政 14	立教 12	日本 8
29 平成10年度 (1998)	慶應義塾 119	早稲田 97	中央 34	東京 29	明治 28	一橋 21	横浜国立 14	法政 13	日本 12	立教 9
30 平成11年度 (1999)	慶應義塾 133	早稲田 88	中央 47	東京 47	一橋 35	明治 27	法政 23	横浜国立 21	日本 12	立教 11
31 平成12年度 (2000)	慶應義塾 136	早稲田 90	中央 60	東京 50	一橋 35	明治 35	法政 23	立教 18	横浜国立 16	日本 13
32 平成13年度 (2001)	慶應義塾 155	早稲田 134	東京 68	中央 59	一橋 47	明治 42	横浜国立 22	日本 13	法政 11	立教 11
33 平成14年度 (2002)	慶應義塾 183	早稲田 140	中央 94	東京 75	一橋 54	明治 39	横浜国立 23	法政 22	立教 21	日本 16
34 平成15年度 (2003)	慶應義塾 228	早稲田 152	東京 78	中央 76	一橋 71	京都 49	同志社 48	神戸 47	明治 45	大阪 37
35 平成16年度 (2004)	慶應義塾 208	早稲田 153	東京 93	中央 76	神戸 62	明治 60	同志社 56	一橋 56	京都 40	立命館 40
36 平成17年度 (2005)	慶應義塾 209	早稲田 159	東京 106	一橋 61	同志社 48	神戸 43	明治 40	京都 48	関西学院 40	京都 37
37 平成18年度 (2006)	慶應義塾 224	早稲田 146	東京 73	一橋 69	中央 64	明治 55	同志社 49	京都 48	神戸 38	関西学院 35
38 平成19年度 (2007)	慶應義塾 411	早稲田 293	中央 150	明治 105	神戸 105	同志社 102	東京 99	一橋 94	京都 73	立命館 71

# 役員一覧

役職	卒業年度	氏名
会長	S42年卒	青木 雄二
副会長	S42年卒	一法師 信武
副会長	S43年卒	杉山 美代子
副会長	S46年卒	佐竹 正幸
副会長	S49年卒	加藤 晶春
幹事	S44年卒	福島 優子
幹事	S47年卒	野辺地 勉
幹事	S50年卒	桃崎 有治
幹事	S51年卒	新田 誠
幹事	S51年卒	山田 辰己
幹事	S51年卒	徳永 信
幹事	S52年卒	小見山 満
幹事	S52年卒	池上 玄
幹事	S53年卒	小坂 義人
幹事	S53年卒	都甲 孝一
幹事	S53年卒	沼田 徹
幹事	S54年卒	柳澤 義一
幹事	S55年卒	市村 清
幹事	S55年卒	森 公高
幹事	S56年卒	金井 沢治
幹事	S57年卒	篠原 真
幹事	S58年卒	油谷 成恒
幹事	S59年卒	田光 完治
幹事	S61年卒	奥村 始史
幹事	S61年卒	海野 隆義
幹事	S61年卒	今村 友妃子
幹事	S62年卒	安藤 武
幹事	S62年卒	要石 博之
幹事	S63年卒	佐藤 裕紀
幹事	S63年卒	田中 耕一郎
幹事	H2年卒	高橋 克典
幹事	H6年卒	菅谷 圭子
幹事	H8年卒	吉川高史
幹事	H8年卒	長尾 宗尚
幹事	H9年卒	三根 大介
幹事	H9年卒	米田 尚史
幹事	H9年卒	後藤 あゆみ
幹事	H10年卒	江幡 淳
幹事	H18年卒	米田 惠美

役職	卒業年度	氏名
年度世話人	S44年卒	高橋 健一
年度世話人	S44年卒	出口 真臣
年度世話人	S44年卒	福島 優子
年度世話人	S44年卒	小幡 恭弘
年度世話人	S44年卒	佐藤 良二
年度世話人	S54年卒	稻垣 正人
年度世話人	S54年卒	大坂谷 卓
年度世話人	S54年卒	大高 俊幸
年度世話人	S54年卒	岸 洋平
年度世話人	S54年卒	徳丸 公義
年度世話人	S54年卒	柳澤 義一
年度世話人	S54年卒	大塚 啓一
年度世話人	H1年卒	金子 秀嗣
年度世話人	H1年卒	川村 健
年度世話人	H1年卒	菅野 雅子
年度世話人	H1年卒	吉田 慶太
年度世話人	H11年卒	阪田 大門
年度世話人	H11年卒	大辻竜太郎
年度世話人	H11年卒	夏山 知之
年度世話人	H11年卒	岩崎 竜也
役職	卒業年度	氏名
実行委員	S49年卒	梶川 融
実行委員	S52年卒	佐藤 行正
実行委員	S58年卒	上林 三子雄
実行委員	S61年卒	加藤 達也
実行委員	S63年卒	岡谷 直人
実行委員	S63年卒	中村 元彦
実行委員	H1年卒	吉田 慶太
実行委員	H9年卒	古賀 智彦
相談役	卒業年度	氏名
相談役	S25年卒	西谷 誠一
相談役	S26年卒	向山 清志
相談役	S30年卒	村山 徳五郎
相談役	S34年卒	森重 葵
相談役	S41年卒	石井 清之
会計監事	卒業年度	氏名
会計監事	S44年卒	小幡 恭弘
会計監事	S52年卒	山崎 博行

# 公認会計士三田会・会則

制定／昭和52年 9月12日  
改正／昭和55年 1月21日  
改正／昭和58年 1月10日  
改正／昭和61年 1月17日  
改正／平成15年 1月29日

## 第1章 総則

(名称)

**第1条** 本会は、公認会計士三田会と称する。

(目的)

**第2条** 本会は、会計及び監査に関する学術的研究、会員の知識及び経験の交流、業務の協調、会員相互の親睦並びに後進の指導育成等を図ることを目的とする。

(事務所)

**第3条** 本会の事務所を、幹事会の指定する場所に置く。

(事業)

**第4条** 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1、会計及び監査の実務、学術等に関する研究会、講演会等の開催

2、内外の資料の調査、研究

3、業務情報の交換

4、会報その他刊行物の発行

5、その他前各号に附帯する事業

## 第2章 会員

(会員)

**第5条** 本会は、慶應義塾に在学した者で、公認会計士、会計士補及びこれらの有資格者をもって会員とする。

## 第3章 役員

(会長、副会長、幹事)

**第6条** 本会に、会長、副会長、幹事を置く。会長は1名とし、副会長、幹事は若干名とする。

(会計監事)

**第7条** 本会に、会計監事2名を置く。

(相談役)

**第8条** 本会に、相談役を置くことができる。

(幹事及び会計監事の選出並びに任期)

**第9条** 幹事及び会計監事は、会員のうちから定時総会において選出する。

2、幹事及び会計監事の任期は、定時総会のときから始まって、就任後第2回目の定時総会終了のときまでとする。  
(会長、副会長、相談役の選任)

**第10条** 会長、副会長は、幹事の互選により選出する。相談役は、会長が指名する。

## 第4章 総会

(総会の種類)

**第11条** 総会は、定時総会及び臨時総会とする。

(総会の開催)

**第12条** 定時総会は毎年1月に、臨時総会は必要に応じ、幹事会の議を経て会長が招集する。

## 第5章 会計

(会費)

**第13条** 本会の経費は、会費、臨時会費及び寄附金をもってこれに当てる。

2、会費は、公認会計士は月額500円、会計士補は250円とし、一年分を一括納付する。なお有資格者の会費については、これに準ずる。

(会計年度)

**第14条** 本会の会計年度は、毎年10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。

## 第6章 会則の変更

(会則の変更)

**第15条** 会則の変更は、総会の決議による。

(附則)

この会則は、昭和52年9月12日から施行する。

(附則)

当分の間、相談役の中に常任世話人を置くことができる。常任世話人は会長が指名し、連合三田会の会合等に会を代表して出席する。

(附則) (平成15年1月29日改正)

第3条、第6条、第8条、第9条、第10条、第12条の改正規定は、平成15年1月29日から適用する。



©慶應義塾

[www.cpa-mitakai.net](http://www.cpa-mitakai.net)

公認会計士三田会会報【第32号】(平成20年1月1日発行昭和53年1月1日創刊)

編集発行 公認会計士三田会 市村清 佐藤裕紀

〒104-0061 東京都中央区銀座3-15-10-6F新創監査法人内

電話:03-3541-2886 FAX:03-3543-1588 E-mail:mitakai@shinsoh.co.jp